重要
必ずお読みください

就労事由の認定は，令和7年４月１日以降 月48時間以上の労働が必要です。

現在，就労を事由とした認定については，１か月あたりの就労時間に下限設定はありませんが，令和７年３月31日をもって10年間の**就労時間に係る要件の経過措置が終了**します。

令和７年4月１日以降，１か月あたりの就労時間（休憩時間を除く。）が48時間未満の場合は「就労」での認定はできませんのでご注意ください。

令和７年４月１日から
労働時間によって，認定事由と有効期間等が異なります。

労働時間	月48時間未満	月48時間以上
認定事由	市長が認める事由	就労
有効期間	**6か月まで**	小学校就学の始期に達するまで （最長／3号から2号に認定変更した場合）
保育必要量 （教育・保育給付認定の場合）	**保育短時間** （1日8時間まで）	保育標準時間 又は 保育短時間

有効期間は6か月ですので，有効期間以内に労働時間を増やすなど，他の「保育を必要とする事由」へ変更する手続きを行ってください。

就労認定には，48時間以上の労働時間を証明する就労証明書が必要です。

就労等の他の「保育を必要とする事由」へ変更しない場合

教育・保育給付認定の場合

有効期間が満了する日で

退園となります。

施設等利用給付認定の場合

施設の利用要件に該当する限り施設や事業の利用はできますが，

無償化の給付を受けることはできなくなります。

継続して利用することができる場合

- 認定こども園を利用されている場合で，3歳以上のお子さんが「教育認定（1号認定）」に変更する手続きを行ったとき
- 家庭の状況等により保育を要する状況にある場合や，やむを得ない事情があると判断できる場合（求職活動の継続が必要）

【該当する例】
- 5歳児クラスのお子さんで，就学前の集団保育を要すると認められる場合
- 保護者が高齢（おおむね60歳以上）であるなどの理由で，有効期間内での就労が困難であったと認められる場合

＜お問い合わせ先＞
高知市こども未来部 保育幼稚園課 ☎ 088-823-4012
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 本庁舎3階 （平日8:30～17:15）